

令和2年8月から、タンデム自転車が一般道路で運転できます！

どのような自転車で2人乗車が認められるようになるのですか



2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車です。一般的に「タンデム自転車」と呼ばれています。

運転する際に注意するところは何ですか

- 普通の自転車より
- 乗り始めが不安定
 - 車体が長い→小回りが利かない
- などに注意しましょう。発進時、停止時、右左折時は、
- 運転する人と後席に乗る人との声掛けが大切です。
- あらかじめ練習をして運転操作に慣れてから利用してください。



タンデム自転車の交通ルール

	 自転車及び歩行者専用 の標識		規制標識に 自転車を除く の補助標識がある場合	
	上記標識が ない歩道	上記標識が ある歩道	例 車両通行止め  自転車を除く	例 車両進入禁止 (一方通行)  自転車を除く
タンデム自転車		通行できません 車道の左側端を通行してください		通行できません 補助標識の対象ではありません
普通自転車		原則、通行できません 車道の左側端を通行してください		通行できます 補助標識の対象です

歩行者・自転車専用信号機

- タンデム自転車は、**車両用信号機**に従って通行します。
- ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、その信号に従わなければなりません。



タンデム自転車Q & A

令和2年8月1日から、タンデム自転車が2人乗りで一般道路を通行できるように「三重県道路交通法施行細則」を改正しました。

Q1 今回の改正で、2人乗りができるようになった自転車はどのようなものですか。

A 三重県内の一般道路で走行できるようになった自転車は、2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。

一般的に「タンデム自転車」と呼ばれています。

様々な商品がありますが、代表的なものは下記写真の自転車です。

【一般道路で走行できるタンデム自転車】

○二輪又は三輪のタンデム自転車



※写真は一例です。

Q 2 タンデム自転車の運転で注意すべき点を教えてください。

- A 公益財団法人日本サイクリング協会によるとタンデム自転車は、普通自転車とは違い、安全に乗車する上で次のような特性を心得ておく必要があるとされています。
- 発進時にふらつき不安定になる。
 - ホイールベースが長いため、小回りが利かない。
 - 車体が重いため、ブレーキの効果が弱い。
 - 2人でこぐため、高速になりやすい。
 - 停車時に2人分の体重を支えなければならないため、運転者は体力（腕力）が必要である。
 - 運転者は、発進・加速・減速・コーナリング・蛇行・停車の際には、必ず行動を他の乗員に声を掛けて伝えることが望まれる。
- 安全に利用してもらうため、利用者に対しては、タンデム自転車の特性を理解するとともに、あらかじめ運転操作に習熟するための練習を行ってから、一般道路を走行するようにしてください。

Q 3 小さい子供でも乗れますか。

- A 規則上、年齢制限はありませんが、サドルにまたがったときに、足先が地面に着かないような、体に合わない自転車には乗らないようにしましょう。

Q 4 タンデム自転車と普通の自転車に交通ルールの違いはありますか。

- A タンデム自転車は、道路交通法に定める普通自転車（所定の大きさ要件を満たし、かつ、一人乗り用の自転車で、一部の歩道の通行を認められているもの）に該当しないため、普通自転車と通行方法が異なる場合があります。

Q 5 タンデム自転車は、普通自転車歩道通行可の標識がある歩道を通行することができますか。

- A できません。車道の左側端を通行してください。
普通自転車に限り、通行することができます。



自転車及び歩行者専用

Q 6 タンデム自転車は、自転車専用レーン（普通自転車専用通行帯）を通行することはできますか。

- A できます。

自転車専用レーン（普通自転車専用通行帯）は、普通自転車のほかに軽車両の通行も認められています。

【道路交通法第20条第2項】



普通自転車専用通行帯

Q 7 一方通行道路の「車両進入禁止」の標識に「自転車を除く」の補助標識があった場合、
タンデム自転車は通行できますか。

A できません。

少し分かりにくいのですが、標識に用いられる自転車という表記は、普通自転車のことを指し、タンデム自転車は該当しません。

(例)



車両進入禁止



車両通行止め

自転車を除く

Q 8 歩行者用信号機と車両用信号機がある交差点では、どちらに従えばよいのですか。

A 車両用信号機に従ってください。

ただし、歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従ってください。

【道路交通法施行規則第3条の2第2項】



Q 9 タンデム自転車で自転車横断帯のある交差点を通行するときは、どのように通行すればよいのですか。

A 自転車横断帯がある交差点は、自転車横断帯を通行しなければなりません。

【道路交通法第2条第1項第4号の2】



自転車横断帯



お問い合わせ先

三重県警察本部

交通部交通企画課

059-222-0110